

一般質問通告書

No.1

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第62条第2項の規定により通告します。

平成28年11月22日

東村山市議会議長 様

議席番号 10番

質問者 村山 淳子

記

番号	質問の項目と要旨
1.	<p>老朽化した廻田緑道の整備をどう進めるのか</p> <p>H.23. 6月議会で、老朽化して危険な状態になっている緑道の整備について一般質問をおこないました。その際、単年度ですべてを早期に補修・改修を行うということは不可能なので、実施計画に位置づけ、計画的に行うべく研究するということでした。</p> <p>この間、見晴台の補修など、危険な部分についてはその都度対応してもらっていますが、あくまでも応急処置が続いています。</p> <p>みどりのネットワーク整備事業として計画された廻田緑道です。市民の皆さまにせせらぎとみどりの散歩道として安心して利用していただくために以下伺います。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 見晴台は、特に夏場の花火観賞にうってつけの場所で、多くの人が集まり、手すりに寄りかかる人もいます。老朽化で、崩れ落ちたりする心配はないか伺います。2. 廻田町3-16を通る部分も老朽化しているが、補修の必要はないか、点検を行っているか伺います。3. 緑道の老朽化が原因で、事故が起きて負傷した場合、市の対応（補償など）を伺います。4. 単年度ですべてを早期に補修・改修を行うということは不可能なので、実施計画に位置づけられるよう研究して進めていくとの答弁でした。この5年間の研究成果を伺います。5. 緑道全域を補修する場合の想定費用を伺います。6. 緑道の補修を、予算をつけることができないことで、事故が起きた場合のリスクをどう考えるか、財政所管の見解も伺います。7. 市長に総括して伺います。

2. 『たのしむらやま』な公園づくりで笑顔づくり！

平成25年3月に東村山市立公園条例が施行されました。これにより、市立公園の設置及び管理等について必要な事項が定められ、市立公園の健全な発達と利用の適正化を図り、市民の福祉の増進と生活文化の向上に寄与することが目的であることが明確となりました。

東村山市の公園を、子どもから大人まで笑顔があふれる『たのしむらやま』な公園として利用していただくために以下伺います。

1. ボール遊びは、いつから原則禁止になっているのか、そうなった経緯を伺います。
2. 市立公園の注意書きには「ボール遊びはしないこと」と書かれています。どのようなボール遊びをあらわしているのか伺います。
3. 小さい子どもが使うようなボールならば気兼ねなく遊べるように「ボール遊びはしないこと」という看板を書き換えることはできないか、見解を伺います。
4. 子ども議会やタウンミーティングで、子どもの健全育成の面からボール遊びができる公園を確保してほしいとの提案がありました。検討状況を伺います。
5. 船橋市では、市長と中学生の「こども未来会議室」において、ボール遊びができる公園がほしいという提案などを受け、どうすればボール遊びができるかについて有識者や市民代表等で構成する「ボール遊びのできる検討委員会」を設置し、現在試行的に公園利用を始めています。当市も検討委員会を設置して進めてはと考えます。見解を伺います。
6. 公園づくりについて、都市計画マスタープランに地域ごとに個性ある公園をつくっていくとあります。進捗を伺います。
7. 公共施設再生計画検討協議会において、市長は「ハコモノではない公共施設も今後どのように考えていくべきか検討していく必要があります。」と、ボール遊びのできる公園を作ってほしいとの要請があることなどを例にあげて、公園づくりについて述べられています。都市計画マスタープラン目標達成のためにも、具体的な公園整備のための検討協議会を設置して基本方針を策定する必要があると考えます。見解を伺います。
8. 『たのしむらやま』な公園づくりで、子どもから大人まで市民の笑顔づくりができると考えます。総括として、市長の見解を伺います。